

公益信託法の改正における幾つかの論点について

2017年7月4日 法制審議会信託法部会

佐久間 毅 (同志社大学)

I はじめに

以下のことを前提とする。

1. 公益信託を、公益を目的とすることにより法的に何らかの優遇がされる信託であるとする。このことから、その優遇の内容及び優遇のために必要なことが問題となる。
2. 公益信託は、受益者の定めのない信託の一つである。(部会資料38の第2の1)
3. 公益信託の成立に関し主務官庁による許可制を廃止し、法人の公益認定と同様の行政庁による公益信託の認定を想定する。(部会資料38の第2の1及び5)
4. 公益信託は、認定行政庁の監督を受ける。(部会資料第39の第5)

II 公益信託に対する法的優遇とその前提

1 2段の優遇

1. 公益信託は公益を目的とすることにより法的優遇がされる信託であるとする場合、その優遇には次の2段階ある。
 - (a) 信託として(安定した)効力が認められること。
 - (b) 信託のなかで、他の信託にない有利な取扱いがされること。
2. 1(a)は、「目的財産化」という一般には認められない効果を認めるものであり、一つの優遇にあたる。
 - (a) その優遇の前提：財産を誰も自分のもののごとく扱えないこと。

2 信託としての安定した効力とその前提

(1) 内部牽制・監督体制

1) 財団法人

1. 一般財団法人における「目的財産化」承認の前提：複層的な内部牽制・監督体制。
2. その要点
 - (a) 必須の機関：3人以上の全理事からなる理事会、3人以上の全評議員からなる評議員会、監事(一般法人法170条、173条3項、178条1項、177条が準用する65条3項、197条が準用する90条1項)。
 - (b) 理事会の権限(同法197条が準用する同法90条2項) → 理事の相互牽制・監督。
 - (c) 評議員会の権限：定款変更(同法200条)、他の役員を選解任(同法177条が準用する同法63条1項、176条)、計算書類の承認(同法199条が準用する同法126条2項) → 評議員会が内部牽制・監督体制の要。

- (ア) 役員の解任には法定の解任事由のあることを要する（同法176条）。→ 権限強化の防止。
 - (イ) 理事又は理事会が評議員を解任又は選任することはできない（同法153条3項1号）。→ 評議員会による理事の監督の実効性確保。
 - (d) 監事の権限：業務監査権限と会計監査権限（同法197条が準用する同法99条）。
3. 内部牽制・監督の実効性に対する不安。→ 公益法人においては、親族規制・同一団体規制（公益認定法5条10号・11号）、資産規模の大きなものにつき会計監査人必置（同条12号）及び行政庁の監督（同法27条以下）。

2) 受益者の定めのある信託

1. 受益者の定めのある信託における「目的財産化」承認の前提：複線的な内部牽制・監督体制（標準）。
2. その要点
 - (a) 受託者による信託事務の処理。
 - (b) 受益者及び委託者に信託の意思決定の権利、受託者の牽制・監督の権利（信託法92条ほか）。
 - (ア) 委託者と受益者の合意による（無理由の）受託者の解任（同法58条1項）。
 - (イ) 信託の変更は、両者の合意により当然にはすることができない（同法149条）。
3. 上記の内部牽制・監督体制は崩れることも多い。たとえば、
 - (a) 委託者が単独受託者又は単独受益者を兼ねる場合。
 - (b) 委託者が欠け、受益者は現に存せず、信託管理人も置かれていないことがある。
 - (c) 委託者が一人で自由に受託者を解任することができることがある。
4. 3の程度が著しい場合には、「目的財産化」が否定されること（信託行為の無効、倒産隔離効の否定）がある。

3) 受益者の定めのない信託

1. 受益者の定めのない信託における「目的財産化」承認の前提：単線的な内部牽制・監督体制。
2. その要点
 - (a) 受託者による信託事務の処理。
 - (b) 委託者（契約による信託の場合。信託法260条1項）または信託管理人（遺言信託の場合。同法258条4項、260条2項）に信託の意思決定の権利、受託者の牽制・監督の権利。
 - (ア) 委託者による（無理由の）受託者の解任の可能性（同法261条）。
3. 内部牽制・監督体制に対する（大きな）不安。→ 旧信託法下における有効性に関する議論、現信託法における存続期間の限定（同法259条）、受託者資格の制限（同

法附則3条)。

(2) 公益信託に信託としての安定した効力を認めるための前提

1. 内部牽制・監督体制を充実させること。
2. 外部的監督は必要であるが、そのみでは問題の解決にならない。
 - (a) 公益財団法人にも行政庁による監督があるが、評議員会の形骸化によるガバナンスに対する懸念が皆無ではない。→ 行政庁による監督に過度の期待をすべきではない。
 - (b) 公益信託を民間公益活動を担う主要な存在とするためには、自律的運営を基本とし、行政庁による監督は信託内部の機能不全を防止し、機能不全からの回復を促すための補助的役割にとどまるべきである。
3. 信託管理人の必置化(部会資料第39の第2の1)。
 - (a) これのみで十分であるかについては、次の疑問がある。①受託者に対し具体的な対応をしようとする場合、二者対立構造になる。②信託管理人には、報告を受け、書類を閲覧すること等を通じて情報収集の権利はあるが、十分な調査権があるかに疑問がある(本格的な調査には裁判所による検査役の選任を要するのではないか〔信託法46条・47条〕)。
4. 事務処理及び会計の監査権限を有する者の設置。
 - (a) 公益信託において、受託者に対し具体的な措置の前提となる調査を裁判所の関与がなければ行えないとすることには、自律的運営の重要性に鑑みて疑問がある。
 - (b) 裁判所による検査役選任の要件は、「不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由がある」こと(信託法46条1項)。これは、公益信託では行政庁から強制的な措置を受けうる事態であり、そこまでの事態にならなければ本格的な調査をすることができないことには疑問がある。
 - (c) 信託管理人に調査権を認めることには次の懸念がある。①信託管理人の負担が過大になる。②信託管理人が自らした調査に基づいて判断を下すことは、判断の客観性をめぐる争いの素になりかねない。③信託管理人の力の強大化により信託事務処理が歪むこと、受託者と信託管理人が結びつくことにより牽制・監督体制が形骸化することがある。

3 信託のなかでの有利な取扱い

1. 公益信託と認定されることにより、①受益者の定めのない信託の効力の不安定を免れること。②受益者の定めのない信託一般における存続期間の制限、受託者の資格の制限の撤廃又は緩和は、信託のなかでの有利な取扱いにあたる。

2. 税優遇
3. 名称規制（公益信託への信頼感を生み、資金集め等に資する）。
4. これらの優遇の前提
 - (a) 公益信託制度に対し社会から高い評価が得られる状況を整える必要がある。
 - (b) そのために、個々の公益信託が不祥事を起こさないこと、不祥事が起きたときに制度的欠陥も一因であるとの批判がされないようにしておく必要がある。

Ⅲ 受託者に関する問題

1 受託者の資格の緩和及び信託事務の範囲の拡大

(1) 総論

1. 信託銀行・信託会社が受託者になり、信託事務として助成事務を行うものにはほぼ限られている現状からの、受託者となりうる者及び信託事務の範囲の拡大の要請。（部会資料第38の第3）
2. 公益信託制度の信用を損なわないようにすることの必要性及び受益者の定めのない信託の内部牽制・監督体制への不安。
3. 1の実現には、2への対応が必要となる。
 - (a) 主務官庁制をやめ、緩やかな外部的監督に切り替えるのであるから、信託内部の牽制・監督体制には厚みと安定度を増すことが求められる。

(2) 受託者の資格（部会資料38の第3の4及び第4の1関係）

1) 総論

1. 自然人も公益信託の受託者となりうるかどうかにかかわらず、公益信託の受託者の資格として、「公益信託事務の適正な処理をなしうる能力を有する」ことを必要とすることが提案されている。（部会資料38の第3の4）
2. 一般法人が公益認定を受けるには、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎と技術的能力を有すること」が必要とされる。（公益法人認定法5条2号）
 - (a) 経理的基礎：公益目的事業を行うために必要な財産を備え、又は取得の見込みがあり、財産の管理運用を適切にすることができること。
 - (b) 技術的能力：公益目的事業を行うために必要な技術、専門的人材、物的設備などを備え、それを適切に維持・活用することができること。
3. 公益信託においても、同様の経理的基礎及び技術的能力が求められる。
 - (a) 公益信託の場合には、(仕組みとしての) 信託についてと受託者のそれぞれにおいて求められる。
 - (b) 経理的基礎に関し、信託において、目的の達成を図るための信託財産が必要となる。（部会資料第38の第4の1）
 - (c) 経理的基礎に関し、受託者には、次の理由から、当該の信託における事務に

照らしてありうべき責任を負うに足る財産を備えていることが求められる。
その理由は、次のとおり。

(7) 受託者は、信託事務処理により生ずる債務について、固有財産で責任を負う。

(イ) 受託者は、義務違反により信託財産に損失または変更を生じさせた場合、信託財産のてん補又は原状回復の責任を負う（信託法40条1項）。

(ウ) 公益信託制度への信用維持のために、個々の信託の健全な運営が保障される必要がある。

(d) 技術的能力に関し、信託に内部牽制・監督体制も含めその目的とする事務を行うための人的・物的体制が備わっていることが求められる。受託者には、その体制を適切に掌ることができること求められる。

2) 自然人を受託者とするについて

1. 自然人は、受託者としての経理的基礎を備えているかが問題になることが多い。
2. 1のため、自然人を受託者とする場合、信託事務の範囲を相当限定する必要がある。
3. 個々の信託の公益認定における判断にゆだねることは得策ではない。その理由は、次のとおり。
 - (a) 行政庁が自然人につき適否を判断することは、デリケートな問題を含み、現実にはかなり難しいと思われる。
 - (b) 自然人受託者の固有財産の不足のために公益信託が立ちゆかなくなった場合、制度的批判がされることも考えられる。

3) 公益法人が受託者となるについて

法人の公益認定上の問題として、以下のことが考えられる。

1. 公益信託の受託は、目的事業の追加にあたる。→ 行政庁の変更認定を受ける必要がある（公益法人認定法11条1項2号）。→ 変更認定に際して、経理的基礎及び技術的能力が改めて判断される。
2. 公益信託財産は「固有の事業」による法人の固有債務につき責任を負わないのに対し、固有財産は信託財産責任負担債務につき責任を負う。
 - (a) 公益法人は、「固有の事業」のために必要な財産（経理的基礎）を備えることを求められるところ、一方的なリスク負担は正当化されるか。
 - (b) 責任が現実化するおそれのある信託事務を行うことは認められないとすること（＝信託事務の範囲を限定すること）が求められるのではないか。
3. 公益目的事業として受託する場合には、信託報酬について、公益法人認定上の収支相償原則による制限がかかる。→ 信託銀行等と同水準の報酬額を得ることは難しいのではないか。
 - (a) 報酬額を低くし、公益目的事業として受託する。→ 2のリスクを負うのに、それでよいか。

(b) 収益事業として受託する。→ 公益目的事業比率につき留意を要する場合がある。

(3) 信託事務の範囲（部会資料38の第3の1及び3関係）

1. 助成事務に限らず、美術館を営むことなど事業型の公益信託を認めることとする。
（部会資料38の第3）
2. 法人が営む事業と同様の事務を信託により行うことができるようにすることを追求する場合には、次のことが問題になる。
 - (a) 同じ事業（事務）を営む場合、法人形式であると信託形式であると、必要となる人的・物的設備は変わらない。
 - (b) その場合、公益信託に対しされるべき規制は、法人の組成と信託の設定との違いを除き、公益法人に対する規制と同程度にならざるを得ない。
 - (c) とくに、本格的な美術館の運営のように、大規模な施設を保有し、広範に及びうる事業を、永続的に信託により営むことも可能にすることを目指す場合、信託に求めるべき経理的基礎・技術的能力は法人と同水準のものとなり、受託者には相当高い水準の経理的基礎・技術的能力が求められる。また、信託内部で公益法人と同程度の牽制・監督体制が構築されていることが必要になる。
3. 2の問題は、信託事務の種類により規制を変えることにより解消される。しかし、それを適切に行うことは果たして可能か。
4. わが国では、公益法人が多数存在し、公益法人制度は社会に根付いている。→ 公益信託を、法人により行うことが合理的とはいえない公益活動（短期・小規模の活動、財産の保存にほぼ限られる活動、財産の給付にほぼ限られる活動等であって、公益性が認められるもの。）に利用されるべきものと位置づけることが、民間公益活動を促進するための信託の活かし方になるのではないか。
 - (a) そのために、公益信託事務として助成事務以外の事務を認めるとしても、本格的な美術館の運営のような法人形式ですることと適するものを信託でしようとするのは得策とならないような規律とする。
 - (b) そのような規律として、たとえば次のようなものがありうる。
 - (ア) 公益信託において収益事業を営むことを認めない。
 - (イ) 公益信託事務につき、公益法人における公益目的事業にかかる収支相償原則に相当する原則をとる。
 - (ウ) 公益信託事務とそれ以外の事務とを比較的厳格に区分する。
 - (エ) 信託財産の運用につき、リーガルリスト方式を（運用対象を広げつつ）維持する。

2 信託行為の定めによる受託者の善管注意義務の軽減（部会資料39の第1の1関係）

1. 公益信託法に、信託法212条1項と同様の規定を設けるべきである。

2. その理由は、次のとおり。
 - (a) 信託財産が適切に維持され、公益目的のために利用されることは、公益信託認定の前提となる。
 - (b) 公益信託に求められる経理的基礎には、財産の管理運用を適切にすることができるが含まれている。
 - (c) 公益信託財産の管理運用は、受託者の事務処理として行われる。
 - (d) 公益信託の受託者の事務処理上の善管注意義務は、公益目的のための事務を処理する者として標準的な注意を用いることを意味する。
 - (e) 公益信託財産の管理運用につき受託者が(d)の標準的な注意を用いないことを許すことは、(a)及び(b)と齟齬を来す。

3 受託者の交代

(1) 受託者の任務の終了（部会資料39の第6の1及び2関係）

1. 受託者は、信託関係人の同意を得て辞任することができることとし、その際、「やむを得ない事由」を必要としないとするのがよいと考える。その理由は、次のとおり。
 - (a) 意欲をなくした者を職にとどまらせることは、一種の拘束にあたりうる。
 - (b) 辞任後も前受託者は新受託者が事務処理をすることができるに至るまで引き続き受託者としての権利義務を有するため（信託法59条4項本文）、信託にとって支障もない。
2. 委託者があるときは委託者と信託管理人の合意により、委託者がいないときは信託管理人が、受託者を解任することができる、ただし、そのためには「解任を正当とする事由」が必要である、とすることがよいと考える。その理由は、次のとおり。
 - (a) 信託内部の手続による解任を認める理由：公益信託の運営は自律的にされるべきであり、外部第三者機関の関与がなければ不適任者を解任することができず、その事務処理を継続させなければならないとすることは適当ではない。
 - (b) 「解任を正当とする事由」が必要であるとする理由：無理由の解任を認めると、解任権者の力が強大化し、その者らによる公益信託の支配のおそれがある。
3. 辞任または解任につき、外部第三者機関の許可又は承認は不要であるとする。その理由は、次のとおり。
 - (a) 受託者の任務の終了の場合、新受託者による事務処理の速やかな開始こそが重要であると考えられる。
 - (b) その開始には行政庁の承認が必要となる（次の（2）参照）。
 - (c) 一連の手続の適切性は、(b)により担保される。

(2) 新受託者の選任（部会資料39の第6の3関係）

1. 新受託者の選任については、外部第三者機関による選任のみが想定されている。
2. 信託内部の手続により新受託者の選任を可能にすべきであるとする。その理由は、次のとおり。
 - (a) 公益信託は、規制がかかる部分を除き自律的に運営されるべきであり、法律上それを可能にすべきである。
 - (b) そうであれば、受託者を信託内部において新たに選ぶことを法的に認めないとするは適当ではない
3. 信託行為に新受託者選任の方法に関する定めがあることを、公益信託認定の要件とすべきである。
4. 3の定めによって新受託者を選任することができない場合に備えて、利害関係人の申立てに基づく裁判所（後述VI参照）による選任を認める必要がある。
5. 新受託者が信託事務の処理を開始するためには、行政庁の承認が必要となる。その理由は、次のとおり。
 - (a) 受託者の属性は、公益信託の経理的基礎及び技術的能力の一部を構成するものである。
6. 裁判所による選任の場合には、選任の裁判のなかに行政庁の意見を聞く手続を組み込むことが適当と考える。

4 受託者の不在、受託者の資格喪失

(1) 受託者の不在

1. 受託者が欠けた状態が1年間続いたときは、信託が終了する（信託法163条3号）。これは、公益信託も同様であると考えられる。
2. 公益信託については、受託者の任務が終了した後、新受託者が信託事務を開始するまでに関して、信託財産の保管及び信託事務の引継ぎにつき特別の規律を設けることが望ましい。その理由は、次のとおり。
 - (a) 自然人受託者を認める場合、受託者が死亡したとき又は後見開始等の審判を受けたときは、相続人又は後見人等が信託財産の保管等の義務を負うこととなるが（信託法60条）、相続人等にとってこの負担は相当重い。また、義務の適切な履行に不安があり、公益信託にとっても好ましくない。
 - (b) 法人受託者についても、とくに解任の場合にはその後の義務の履行に不安が残る。
 - (c) 以上は、公益信託に限られた問題ではない。しかしながら、公益信託は、受託者の属性を含めて公益認定を受けており、受託者以外の者が公益信託財産を保管することは、適法な第三者委託の場合を除けば、あってはならないことと考えられる。

3. たとえば、受託者の任務終了に備える措置（例：信託法63条の信託財産管理者、同法74条の信託財産法人の管理人に相当する者をすみやかに選任する仕組み）を公益信託について特に定めること、信託行為にこれに関する定めがあることを公益信託認定の要件とすることが考えられる。

（2）受託者の資格喪失

1. 公益信託認定の要件として、公益法人認定法6条1項が法人役員につき定めるのと同様の資格を受託者について設けた場合において、受託者がその資格を喪失したことは、公益法人と同様に（同法29条1項）、認定取消事由又は公益信託の終了事由とされるべきか。
2. 部会資料38の第3の3（注2）では、受託者の資格喪失は、受託者の任務終了事由となることが想定されている。
3. 理屈のうえでは、法人と同様とする必要はない。
 - (a) 法人の場合、役員はその機関であることから、役員の属性により法人の属性が決まる。また、たとえば役員の一部に反社会的勢力に該当する者がある場合、法人はその役員を除いてそのまま継続することになるため、その役員さえ交代させれば法人から反社会的勢力の影響が一掃されるか、不明である。
 - (b) 信託の場合、受託者は、信託の機関ではない。また、受託者を交代させれば、別人のもとで信託事務が営まれることになり、体制が一新される。
4. ただし、3(a)と同様の例において、反社会的勢力に一度支配された公益信託が社会からどのように受け止められるか、その状況の下で新受託者の選任可能性は現実にはどの程度あるか、受託者の交代は実際に体制一新となるのか等の考慮が必要となる。

IV 信託管理人に関して

1. 新信託管理人の選任について、新受託者の選任についてと同様に、外部第三者機関による選任のみが想定されている。（部会資料39の第7）
2. 公益信託については、新信託管理人の選任が速やかにされるよう特別の措置を講ずることが望ましい。その理由は、次のとおり。
 - (a) 公益信託においては信託の内部牽制・監督体制を充実させるべきであるところ、その体制の要になるのは信託管理人である。
 - (b) (a) から、信託管理人が容易に不在になる、しかもその状態の解消に時間がかかることは、公益信託において本来あってはならない。
 - (c) ところが、とくに自然人が信託管理人となる場合、いつ信託管理人が欠けることになるか分からない。
 - (d) 外部第三者機関による新信託管理人の選任には時間がかかる。
3. 2の措置として、たとえば、信託行為の定めによる新信託管理人の選任を認め、か

つ、その選任に関する定めが信託行為にあることを公益信託認定の要件とすることが考えられる。

4. 3 によらずとも、誰を選任権者とするかが難しい問題となることがある。この点を考えれば、信託管理人を複数とし、現存する信託管理人に選任権を与えることもありうるのではないか。
5. 3 の定めによって新信託管理人を選任することができない場合に備えて、利害関係人の申立てに基づく裁判所（後述VI参照）による選任を認める必要がある。
6. 信託管理人が欠ける状態が一定期間続いたときは、当該公益信託は当然に終了するとすべきである。（部会資料39の第2の1参照）

V 委託者に関して

1 公益信託の運営への委託者の関与

1. 委託者は、信託の設定者であることから、一方で、信託行為の定めに表示された委託者の意思は最大限尊重されるべきである。他方で、それを超える関与は限定的なものにとどめるべきである。
2. 信託行為の定めの変更は、委託者の意思に反しない（ことが明らかである）ときに限り、認められるべきである。
3. 信託の目的の変更は、その変更を許容する定めがあるのでなければ、事情変更の原則が妥当するような場合を除き、認められるべきでない。なお、信託の目的の変更は、公益信託認定の前提を変えることになるため、行政庁の承認が必要になる。
4. 3 には、信託の目的の達成又は達成不能により、信託の目的を変更しなければ公益信託が終了する場合も含まれる。これによると、信託の目的の達成又は達成不能の場合に類似の公益目的に変更して信託を継続すること（部会資料40の第1の4参照）は、信託行為に信託の目的の変更を許容する定めがなければ、目的達成の不能が信託行為の当時予見することができなかつた事情によるものであるときを除き、認められないことになる。このように考える理由は、次のとおり。
 - (a) 信託行為に信託の目的の変更を許容する定めがない場合に類似目的での信託の継続を認めることは、その時の受託者の意思を委託者の意思に優先させることになる。
 - (b) 信託行為の定め次第とすることは、他の公益目的での信託の継続の可否を受託者ではなく委託者に判断させるということであり、公益信託の継続を阻もうとするものではない。
 - (c) 公益信託において、信託の目的と目的事務とは、事実として同一であることもあるが、概念的には区別される。信託行為において定められた目的事務は、信託の目的の達成のための例示であることがある（たとえば、難病治療に寄与するという信託の目的の下で、ある特定の難病の治療薬開発研究者への助成が目

的事務〔の一つ〕として挙げられている場合。)。その場合、目的事務の変更は、信託の目的の変更にあらず、委託者の意思に反しないならば、認められる。

- (d) (公益)財団法人の目的の変更は、原則として定款にその変更を許容する定めがあるときにのみすることができる（一般法人法200条）。公益信託の目的は信託行為に許容の定めがあるときにのみ変更することができることは、これに対応する。

2 委託者の地位の相続

1. 委託者の地位の相続は認めないこととする規定を特に設けるべきである。
2. 1の理由は、次のとおり。
 - (a) 委託者の相続人が、委託者と同様に当該公益信託に関心をもつ保障はなく（相続が何代も続いた場合、益々もってそうである。）、委託者の地位の相続を認めても、信託の内部牽制・監督体制に資するところがあるとはいえない。
 - (b) 時を経るにつれ相続人の把握が難しくなることもあり、委託者の同意を要する事由（たとえば、受託者の辞任又は解任。）を設けるならば、委託者の地位の相続を認めることは、公益信託の円滑な運営を阻害することになりうる。

VI 行政庁と裁判所の役割

1. 受託者又は信託管理人の辞任、解任、選任、信託行為の定めの変更等につき、外部第三者機関が決めるとされる場合がある。その場合に、外部第三者機関とは裁判所か行政庁かが論点となっている（例：部会資料39の第5の3、第6の1（3）、第6の2（3）、第6の3、第7、部会資料40の第1の2及び5（2））。
2. 1に挙げた例のすべてにつき、裁判所がその任を担うべきである。
3. 2の理由は、次のとおり。
 - (a) 行政庁とすることは、たとえば、解任手続において受託者の事務処理の可否を行政庁に判断させる、後任は誰がよいかを行政庁に決めさせる、公益信託が行う事務につき公益信託の変更命令の形で行政庁の判断にゆだねるといったことを意味し、主務官庁制廃止の意味を大きく損なう。主務官庁制を廃止し、内閣総理大臣又は都道府県知事を行政庁とするのであれば、行政庁は、信託関係人等から申請のあった事柄につき、法律に定められた基準に照らして認否のみを判断することとすべきである。
 - (b) 2とすることは、公益法人に関する同種の場合についての扱いと整合する。
 - (ア) 一般法人について、外部第三者機関が関与する場面はそれほど多くない。
 - (イ) もっとも、たとえば、役員等に欠員が生じたときには、利害関係人の申立てに基づいて、裁判所が一時役員等を選任する（一時役員につき一般法人法75条2項・177条、一時代表理事につき同法79条2項・177条、

一時評議員につき同法175条2項ほか)。また、財団法人の定款に定められた目的は、その変更を許容する定款の定めがない場合であっても評議員会の決議によって変更することができるときがあるが、その際に変更の許可を与えるのは裁判所である(同法200条3項)。

(ウ) (イ) は、一般法人が公益認定を受けたことによっても変わらない。

- (c) 2 とすることは、信託法の規定(信託法46条、57条2項、58条4項、62条4項、63条、64条、128条、129条、150条、165条ほか。)とも整合する。公益信託の場合、公益認定の手続のため行政庁が信託に関与することとなるが、(a) 及び (b) は、そのことが信託法の規定と異なる扱いをする理由とならないことを示している。

以上